

東京都「年収の壁を知る」 第2回オンラインセミナー

8/29（木） 13:30~15:30

<講師>

三浦先生（社労士）

氏家先生（ファイナンシャルプランナー）

<前半講義>

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険の加入メリットについて

✓制度の最新情報、今後の方向性について

✓国、都の支援策について

そもそも、年収の壁とは？？

税金や社会保険料の負担が生じることにより、
手取り額が減少する可能性がある年収のボーダーライン

年収の壁を
超えちゃいそうだな・・・



社会保険料がかからないよう、
働く時間を抑える就業調整をしている方が
多くいらっしゃいます

<年収の壁における、6つの壁>

※影響度

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。 ● 小
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。 ● 小
- **106万：ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 ● 大
- **130万：配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 ● 大
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。 ● 小
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。 ● 小

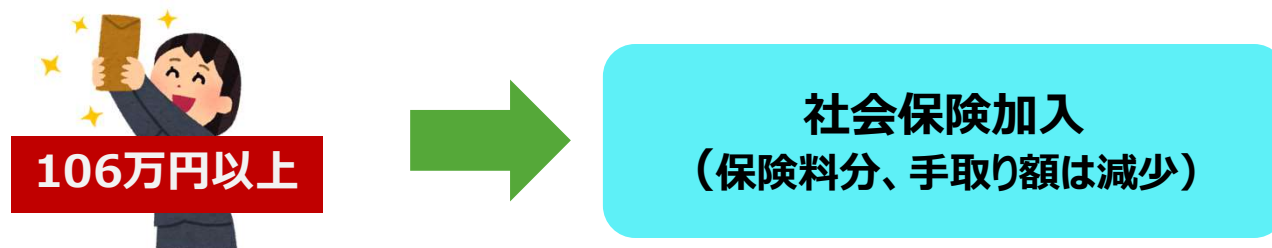
<年収の壁における、6つの壁>

年収	妻の手取りに影響するもの			夫の手取りに影響するもの		
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除	
100万円以下	かからない			受けられる	受けられない	
100万円超	かかる	かからない				
103万円超	かかる			受けられない	受けられる	
106万円以上						かからない
130万円以上						かかる場合あり(注)
150万円超				かかる(夫の扶養からも外れる)		
201万円超				かかる(夫の扶養からも外れる)	受けられない	

<106万円の壁>

年収106万円以上となると、社会保険加入適用者になり、社会保険料分がご自身の給与から差し引かれます。手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

※ただし、事業者用の基準や労働者用の他の基準を満たしていなければ、社会保険加入義務は発生しません。



<106万円の壁>

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,050,000	1,060,000	年収が1万円アップすると
b.社会保険料	0	157,764	社会保険料が発生 （年収の約15%）
c.所得税	1,000	0	所得税と住民税は減る
d.住民税	11,000	5,000	
e.控除合計（b+c+d）	12,000	162,764	
f.手取り額（a-e）	1,038,000	897,236	手取り額が 14万円ほど減ってしまう

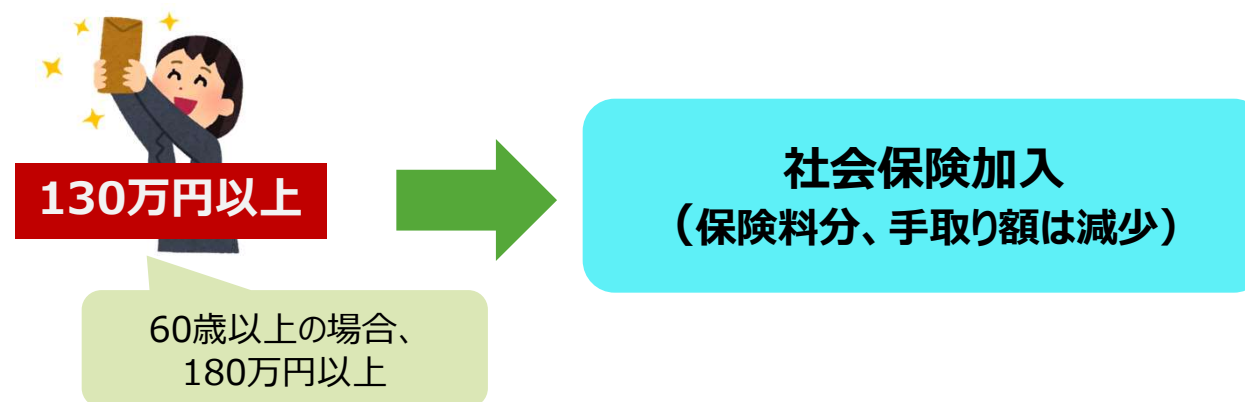
<130万円の壁>

年収130万円以上で、配偶者（第2号被保険者）の社会保険の扶養から外れ、ご自身で社会保険※に加入することになります。

※協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など。

社会保険料分がご自身の給与から差し引かれ、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

注）ご自身の年齢が60歳以上の場合は、基準は180万円となります。



<130万円の壁>

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,290,000	1,300,000
b.社会保険料	0	197,208
c.所得税	13,000	3,600
d.住民税	33,500	14,600
e.控除合計（b+c+d）	46,500	215,408
f.手取り額（a-e）	1,243,500	1,084,592

年収が1万円アップすると

社会保険料が発生
（年収の約15%）

所得税と住民税は減る

手取り額が
16万円ほど減ってしまう

<個人事業主の場合>

- 個人事業主の方も、年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）未満であれば、配偶者の社会保険の扶養に入ることができます。※1

※1 年間収入額が、同一世帯の配偶者の半分未満あるいは、非同一世帯の配偶者からの仕送り額未満であることなど、要件あり。

- 年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）以上の場合には、ご自身で国民健康保険に加入することになります。※2

※2 業界に特化した国民健康保険組合や、地方自治体で設置した組合の場合もあり。

- また、年金については、国民年金（基礎年金）保険料を支払いつつ、任意で「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」などに加入することができます。

<ダブルワークをしている場合>

パターン	社会保険加入について
①2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	<u>加入しない。</u>
②片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	<u>その片方の事業所で加入する。</u> ※報酬月額も合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	<u>どちらかの事業所で加入する。</u> ※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。 →その分、将来の年金額は増えます。

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険の加入メリットについて

✓制度の最新情報、今後の方向性について

✓国、都の支援策について

<社会保険（狭義）の種類>

厚生年金

老齢・障害・死亡等
伴う稼働所得の減少
を補填し、高齢者・
障害者および遺族の
生活を所得面から
補償する。

健康保険

病気やけがをした
場合に、誰もが安心
して医療にかかること
ができるための保険

介護保険

加齢に伴い要介護
状態になった人を
社会全体で支える
ための保険

<社会保険加入メリット>

✓ 医療メリット

📺 1分で分かる!動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。*1



病気またはけがが発生

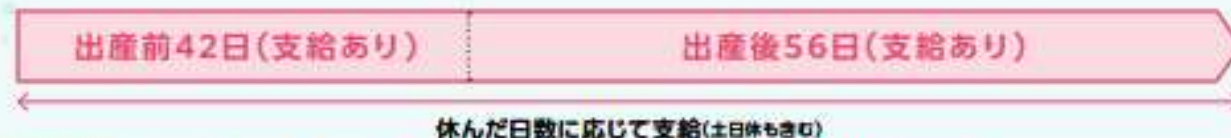


*1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給与の2/3の金額が受け取れます。*2



出産



*2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

出典：厚労省

<社会保険加入メリット>

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



出典：厚労省

<社会保険加入メリット>

<加入年数と年間給与額ごとの厚生年金年額表>

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

(単位:円)

出典：厚労省

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・

基礎年金分816,000円に、**厚生年金分149,200円**が加算されます。

<社会保険の保険料>

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.98%		11.58%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,788.4	2,894.2	6,716.4	3,358.2		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,786.4	3,393.2	7,874.4	3,937.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,784.4	3,892.2	9,032.4	4,516.2		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,782.4	4,391.2	10,190.4	5,095.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,780.4	4,890.2	11,348.4	5,674.2	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,379.2	5,189.6	12,043.2	6,021.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,978.0	5,489.0	12,738.0	6,369.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,776.4	5,888.2	13,664.4	6,832.2	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,574.8	6,287.4	14,590.8	7,295.4	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,373.2	6,686.6	15,517.2	7,758.6	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,171.6	7,085.8	16,443.6	8,221.8	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,970.0	7,485.0	17,370.0	8,685.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,968.0	7,984.0	18,528.0	9,264.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,966.0	8,483.0	19,686.0	9,843.0	31,110.00	15,555.00

自己負担額 (全額の1/2)

※協会けんぽの場合

11.58% (健康保険料) + 18.3% (厚生年金保険料) = 約30%

→この約30%を事業者と折半するため、自己負担額は報酬額の約15%となります。

※40歳未満の場合は、介護保険料負担がないため、約14%

<参考> 社保加入による手取り額減少額と将来の年金増額イメージ

<前提>

- ・時給1,000円、週30時間（年間1,300時間）勤務
→年収 1,300,000円 うち社会保険料 195,000円 ※年収の15%で計算
- ・65歳まで社会保険に加入予定
- ・年金受け取り開始は65歳、89歳まで生存（受取期間は25年間）
- ・配偶者は2号被保険者
- ・社会保険料控除に伴う所得税住民税減税分は、年間28,000円とする。

○（例）45歳の場合

- ・手取り額減少分 $(195,000円 - 28,000円) \times 20年 = 3,340,000円$
- ・年金受取増加額 $129,500円 \times 25年 = 3,237,500円$

○（例）50歳の場合

- ・手取り額減少分 $(195,000円 - 28,000円) \times 15年 = 2,505,000円$
- ・年金受取増加額 $97,000円 \times 25年 = 2,425,000円$

⇒現在の手取り減少分は、65歳以降の年金生活において、とても頼れる収入源となります。

※数字はあくまでもイメージです。

<参考> 老齢年金受給額イメージ

○平均受給月額（令和4年度末）

- ・国民年金加入者 56,316円
- ・厚生年金加入者 143,973円

⇒厚生年金に加入していれば、約9万円の月額年金収入の差となる。

⇒夫婦それぞれで受給できれば、30万円近い世帯月額収入となる。

65歳～89歳までの25年間の累計は、1億円近くに上る。

- ・<参考> 標準的なモデル夫婦世帯※ 230,487円

※平均的な収入で40年間働いた夫と、専業主婦（社会保険未加入）の世帯

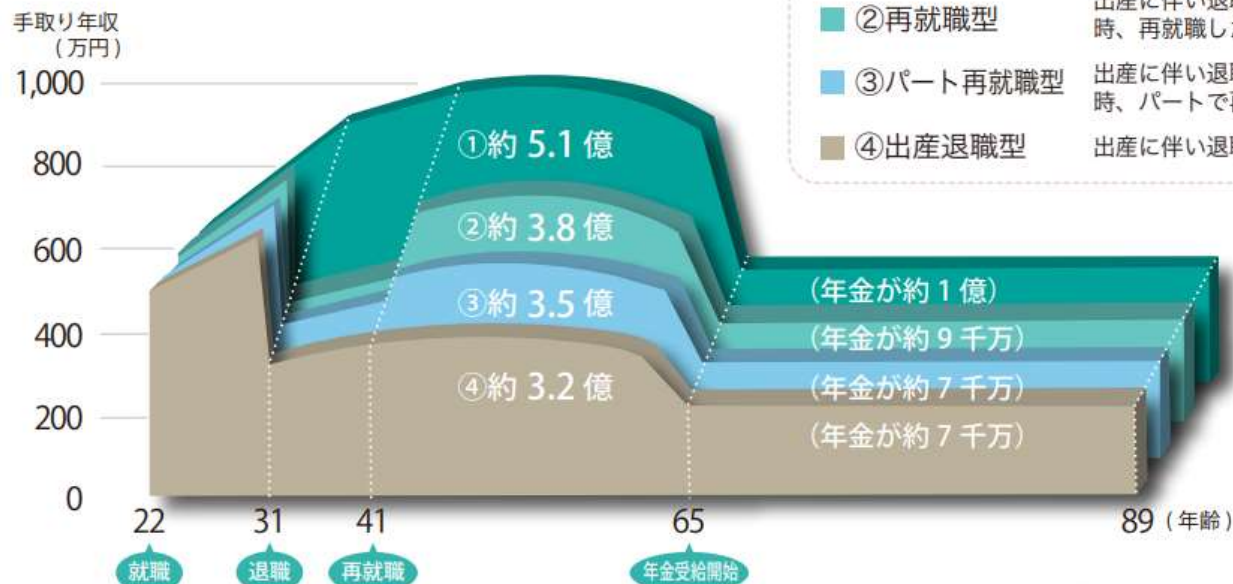


【試算】就業パターン別の生涯収入（1）



- ◆ 一例として、夫婦世帯で夫の収入を同一とし、妻の働き方が異なる場合の生涯収入を試算
- ◆ 継続就労型（①）の場合は、出産退職型（④）に比べ、生涯収入で約1.9億円の差
- ◆ 再就職時に「106万円・130万円の壁」を超えた場合（②）と超えない場合（③）では、生涯にわたり差が生じる

世帯の生涯収入(イメージ)



【妻の働き方】 いずれも31歳で出産し、②～④は退職と設定

- ①継続就労型 出産後育業し、同じ職場で働き続けた場合
- ②再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、再就職した場合（年収300万円）
- ③パート再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、パートで再就職した場合（年収100万円）
- ④出産退職型 出産に伴い退職し、再就職はしなかった場合





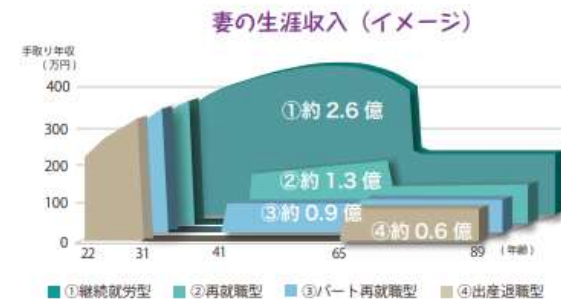
参考：
収入の比較（試算）



【試算】就業パターン別の生涯収入（2）

- ◆ 前ページの試算のうち、妻と夫それぞれで生涯収入を比較
- ◆ 妻が継続就労しない場合の夫の収入におけるメリットは33年間で最大約670万円

	世帯の 生涯収入 (億円)	妻の 生涯収入 (億円)	夫の 生涯収入 (億円)	夫の収入		計 (万円)
				うち配偶 者手当 (万円)	うち配偶 者控除分 (万円)	
①継続就労型	5.1	2.55	2.55	0	0	0
②再就職型	3.8	1.27	2.56	130	70	200
③パート再就職型	3.5	0.85	2.6	430	240	670
④出産退職型	3.2	0.6	2.6	430	240	670



四捨五入により内数と合計が一致しないことがある。

配偶者手当は（10,914円/月）、配偶者控除分は（71,000円/年）で計算

MEETING

東京くらし方会議について

東京都では、都民の働き方や生き方に関わる様々な社会の制度や会社組織の状況などについて、有識者との意見交換を通じて検討を進めるため、「東京くらし方会議」を設置しました。

東京でのくらし方、働き方について
～私たちの思い～

令和6年1月公表 「東京での暮らし方、働き方について ～私たちの思い～」



目次

都民向け 企業向け



はじめに

東京での暮らし方・働き方
生き方や暮らし方が様々なかたちへ
将来に向けて働き方を考えてみませんか

いわゆる「年収の壁」

いわゆる「年収の壁」とは？
本当に「壁」でしょうか？
年収106万・130万以上となると？
会社の中にも「壁」がありませんか？
いわゆる「年収の壁」の国の対応は？
働き方で年金はどのくらい変わる？

参考：収入の比較（試算）

【試算】就業パターン別の生涯収入

これからの働き方

働き方が家庭の時間を奪っていませんか？
ライフ・ワーク・バランスとは？
魅力的な職場とは？
労働時間を減らして生産性をあげることは可能？
成果をあげるためには？
誰もが活躍できる社会を目指しませんか？

女性活躍に向けて

日本の男女間格差の状況は？
マミートラックを知っていますか？
女性の力は会社で活かされていますか？
女性が昇進をためらう理由は？
無意識のバイアスがありませんか？
女性の登用を進めるには？

おわりに

クラウディア・ゴールドフィン教授 発言

東京都による「年収の壁」に関する支援

無料

お気軽にご連絡
下さい！

「年収の壁」に関する個別相談窓口

「年収の壁」に関して電話やメール、オンラインにより相談できる窓口を設置し、
企業や個人の個別の事情に応じた相談を受け付けます。

回答は社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが対応！

開設期間

2024年5月9日(木)～2025年3月31日(月)

相談内容

個人の年収100万・103万・106万・130万・150万等、201万までの
「年収の壁」（税・社会保険等）に関する相談

対象者

・ 都内在住の方 ・ 都内勤務の方 ・ 都内企業（個人事業主含む）



電話で相談

☎ 0120-545-027

受付時間：平日 9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

※1回あたり20分まで（回数2回まで）



メールで相談

✉ メール相談フォームはこちら

※2往復まで

※翌営業日にご返信します

（混雑等により遅れる場合があります。）



オンラインで相談

📅 オンライン相談予約はこちら

※1回あたり20分まで（回数2回まで）

<社会保険について>

ポイント☆

社会保険に加入すれば、
社会保険料はかかってくるものの、

医療を受ける際のメリットや、
将来の年金の増額というメリットを享受することができ、
人生に「安心」と「安定」を得ることができます。

しかも、社会保険料の半分は、事業者負担となります。

<年収の壁を超えるメリット・デメリット>

メリット

- 社会保険に加入することで、将来の安心と安定を得ることができます。
しかもその保険料は労使折半です。
- 職場でのキャリアアップや昇給、やりがいアップにつながる可能性があります。

デメリット

- 社会保険料や税金の増額分、手取り額が収入額から減ります。
- 配偶者のお勤め先から、いわゆる配偶者手当を受け取れなくなる可能性があります。
※ただし、配偶者手当制度そのものの見直しが迫られる流れとなっています。

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

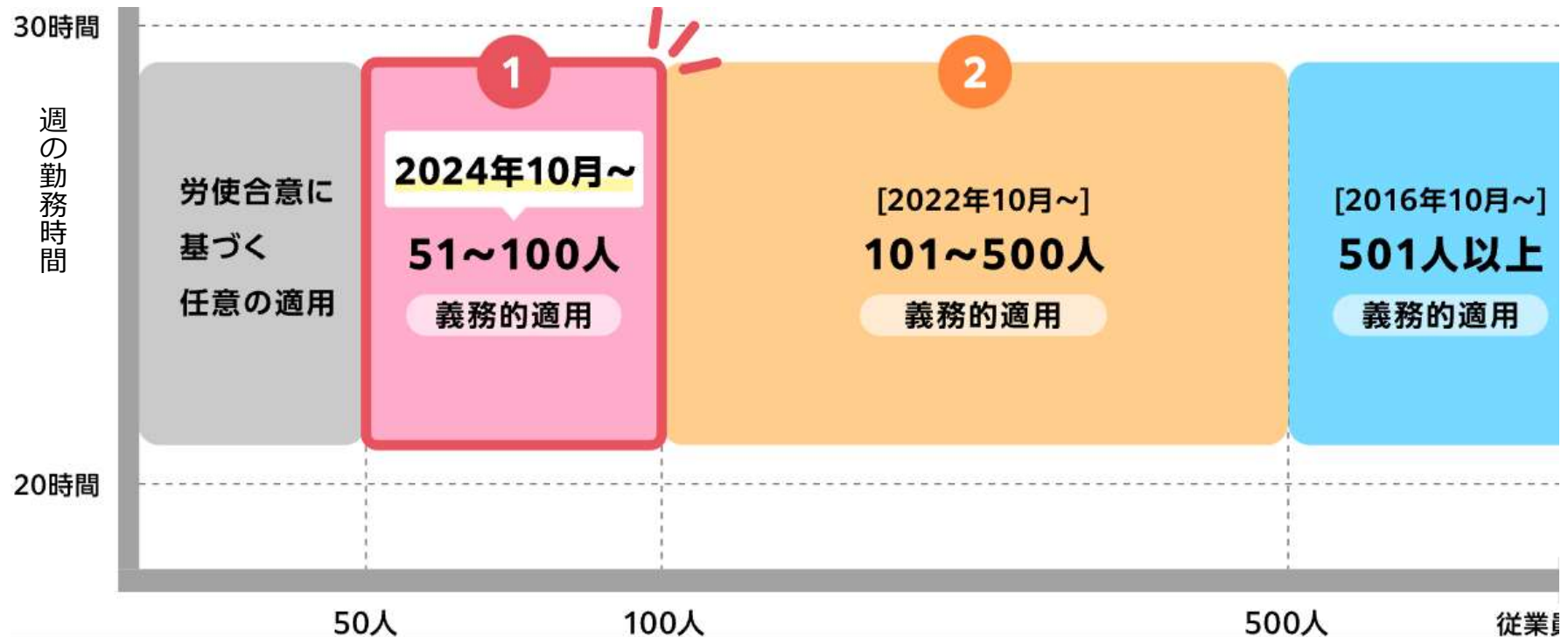
✓社会保険の加入メリットについて

✓制度の最新情報、今後の方向性について

✓国、都の支援策について

＜社会保険加入条件＞

事業者基準



出典：厚労省

従業員数101人以上の事業者にお勤めになっている方が対象。
今年10月から、従業員数※51人以上の事業者にお勤めの方も対象に。
※適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）

<社会保険加入条件>

労働者の基準

check 週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は含みません。

check 給与が月額**88,000円以上**



残業代、賞与、通勤手当等は含みません

check **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check **学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

出典：厚労省

事業者基準に加え、上記4つすべてに該当すると、社会保険加入となります。

< (従業員数51人未満企業) 社会保険加入条件 >

☑ 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者

<例> 正社員の所定労働時間が週40時間の場合

週40時間×3/4=30時間 となります。

⇒ 週30時間以上の方は、
社会保険に加入となる可能性が高いです。

<2025年は年金制度改革の年>

現在、2025年の次期年金制度改革へ向けた議論が厚生労働省の審議会で行われています。今年の年末には、改正案の方向性が示される予定となっています。

現在

厚労省審議会で
審議中

2024年 年末

取りまとめ、
発表

2025年

通常国会に
改正案
提出

<2025年は年金制度改革の年>

検証ポイント	方向性
厚生年金の対象	拡大（ほぼ全ての短時間労働者が対象に）
基礎年金の納付期間延長 （40年間→45年間）	今回は見送りか。
基礎年金の給付抑制制度（マクロ経済スライド）の早期停止	未定
在職老齢年金による年金減額分を緩和し、 高齢者の就労を促進	未定
保険料の基準額上限アップ	未定

**議論の的になっているのは大きく5項目あり、特に年収の壁とかかわりの強い
社会保険適用事業所の拡大の方向性が示されています。**

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険の加入メリットについて

✓制度の最新情報、今後の方向性について

✓国、都の支援策について

<国（厚労省）の支援策>

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

<東京都の支援策>

令和
6年度

雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業
「年収の壁」対策支援奨励金

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

東京都

事前エントリーは
こちら

[ホーム](#) [事業概要](#) [手続きの流れ](#) [募集要項](#)

「年収の壁」対策

配偶者の収入要件がある
家族手当を見直す企業に
奨励金を交付

女性の活躍を応援する企業を募集！



「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、
手当見直し取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと。

- ① 配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する
- ② 配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える
- ③ 配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる

1 事業主
10万円
(1回のみ)

いわゆる配偶者手当を見直す企業に、10万円を交付します！

東京都による「年収の壁」に関する支援

利用料
無料

「年収の壁」に関する専門家派遣

「年収の壁」による従業員の就業調整等により、人材活用に課題を抱える企業に対し、事前ヒアリングを行ったのちに適切な専門家を派遣し、個別相談・講習会・個別相談会を実施します。

派遣概要

専門家を2回派遣（1回2時間程度）

募集期間

第1期 2024年5月9日（木）～6月28日（金）

第2期 2024年7月1日（月）～7月31日（水）

第3期 2024年8月1日（木）～8月30日（金）

募集枠

各回10社程度（申し込み多数の場合は抽選）

対象

都内企業（個人事業主含む）



個別相談

企業の経営者や担当者に専門家を派遣し課題解決の提案を行います。



講習会

「年収の壁」に関する税制や社会保険制度等に関して詳しく説明を行います。



個別相談会

パートタイム労働者等が一人ずつ個別の事情を相談できる相談会を実施します。



<国、東京都の支援策>

ポイント☆

- 106万円と130万円の年収の壁に対応する事業主に対し、3年間で最大50万円の交付金支給の制度があります。
- 皆様のお勤めの企業も、対象になっている可能性が高いです。もしまだ活用がされていないようであれば、申請を提案してみるのも一つかもしれません！

＜後半講義＞

✓ライフプランニングとは？なぜ必要なのか？

✓ライフプランニングで自分の未来を考える。

✓変化を見通す～今後に向けたメッセージ～

<ライフプランニングとは>

**どんな人生をおくりたいかをイメージして
人生設計を立てること。**

人生は長い旅のようなもの。
旅には地図や行程表を持っていきますよね？

「人生の地図＝ライフプラン」を立てましょう。
目標を数字で具体化し、計画的に行動すれば
実現しやすくなります！



<ライフプランニングで考えること>

- いつ（何年後、何歳の時）
- 誰と（家族や友人など）
- 何を（ライフイベント）
- いくらで（ライフイベント資金）



こうした情報を、
未来年表（ライフプラン表）に書いてみましょう。

<ライフプラン表（未来年表）>

名前	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
ハナコ	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
タロウ	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳
レイコ	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳
	高2	高3	大1	大2	大3	大4	社会人			
ケンタ	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳
	中3	高1	高2	高3	大1	大2	大3	大4	社会人	
母	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳

<後半講義>

✓ライフプランニングとは？なぜ必要なのか？

✓ライフプランニングで自分の未来を考える。

✓変化を見通す～今後に向けたメッセージ～

<ライフイベント資金>

日常生活費以外に必要なライフイベント資金をイメージしておきましょう。

【データによる平均値】

- ・ 教育資金：私立大学4年間で469万円
- ・ 住宅資金：首都圏4,383万円
- ・ 介護資金：580万円
- ・ 老後資金：夫婦 支出@25.1万円（月3.8万円の赤字）
 单身 支出@14.5万円（月3.1万円の赤字）

このほかにも、
リフォーム費用、旅行費用、車の買い替え
などいろいろ考えられます。



<大切なのは「私」の未来>

平均額を知るだけではあまり意味がありません。
未来の「私」が困らないように。

「これから何をしたいのか」と合わせて、
「どんなリスクが潜んでいるのか」を
確認しておきましょう。



<Aさんの場合> ～子どもの教育にはお金をかけてあげたい～

«状況»

塾や習いごとにとたくさんお金をかけてきました。
大学の学費も積み立てしています。



私立大学の授業料は4年間で469万円。

受験費用は@3万円×受験学部数。

ひとり暮らしの仕送り@89,300円

大学院、留学、留年、予備校、

ダブルスクールなど・・・



<Bさんの場合> ～夫の年収が高いので、家計には余裕があります～

«状況»

10歳年上で高収入の頼れる夫のおかげで、マイホームにも教育にもお金をかけてきました。



役職定年、定年退職のあとが大変かも・・・

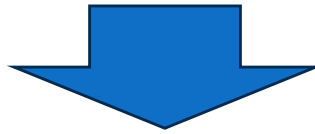
教育費のピークに年収が大幅ダウン。
教育費とローン返済が家計の固定費となり、
家計が一気に苦しくなるかもしれません。
年下妻の経済的自立が家計を救います。



<Cさんの場合> ～同級生の仲良し夫婦。夫の夢を応援してあげたい～

《状況》

最近、会社でつらそうな夫。会社を辞めて起業したいといっています。



夫（妻）が会社を辞めて、個人事業主になると配偶者は第3号被保険者ではなくなります。

妻が50歳の場合、これから10年間、毎月、国民年金保険料（令和6年で16,980円）を支払うことに。



<Dさんの場合> ～結婚して3年目。家も買ったばかりです～

《状況》

住宅ローンの返済が70歳以降も続きます。



老後の家計にとって住宅ローンが大きな負担になる
可能性があります。

ローン金利も今後上がっていく兆しあり。
早めの繰上げ返済で、老後の家計負担を
減らしておきましょう。



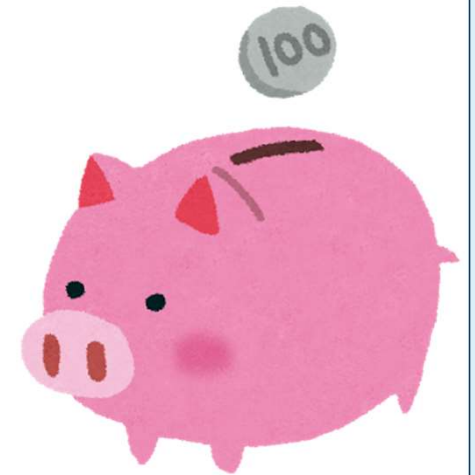
<Eさんの場合> ～やりがいを求めて4回転職してきました～

《状況》

年収は高くても、退職金が期待できないかも。



大企業に定年まで勤めた大卒者の退職金額は平均で2,230万円、中小企業で1,091万円。



勤続年数が短い人や、そもそも退職金制度がない人は、退職金を期待できません。

自分で老後資金を準備しておく必要があります。

<Fさんの場合> ～ひとりっ子で親の介護が心配です～

«状況»

介護のことなど話題にしにくくて、親と話せないでいます。



親が元気なうちに、お金のこと、介護や亡くなった後のことなどを聞いてみましょう。

【介護費用の平均】

初期費用74万円 + 8.3万円 × 61ヶ月 = 580万円

子どもがどこまで備えるべきかがわかります。



＜後半講義＞

✓ライフプランニングとは？なぜ必要なのか？

✓ライフプランニングで自分の未来を考える。

✓変化を見通す～今後に向けたメッセージ～

<変化を見通す 自分の変化>



- 今が一番若い
- できることから始める
- 経験を積み上げる

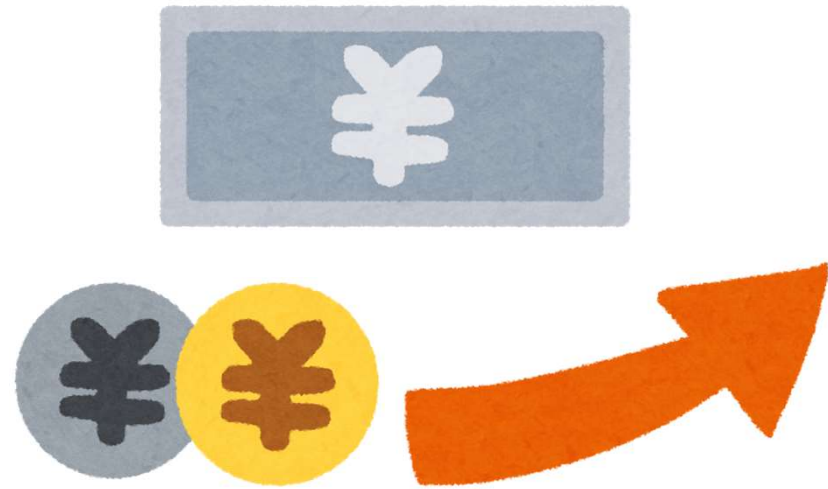


- もう年だからとあきらめる
- できない言い訳を探す
- 経験値が劣化する

<変化を見通す 社会の変化>



- 物価高
- 消費税10%



2003年 708円
2024年 1,113円
(東京都の最低賃金)

<変化を見通す 社会の変化>



- 共働きやシニア就労も当たり前前の世の中に。
- シニア、未経験でも求人増

⇒この先、まだまだ長く働ける!

<変化を見通す 壁を大きく飛び越える！>



可能な人は、
壁を大きく飛び越えて！



大きくジャンプが難しい人も
2年間の移行期間は大チャンス

<年収の壁における、6つの壁>

※影響度

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。 ● 小
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。 ● 小
- **106万：ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 ● 大
- **130万：配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 ● 大
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。 ● 小
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。 ● 小

<国（厚労省）の支援策>

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

<変化を見通す 壁を越えると…>



- ◎ **いまの家計に余裕ができる**
- ◎ **家族の未来の選択肢が増える**
- ◎ **自分の老後の年金が増える**

<変化を見通す 壁を大きく飛び越える！>



可能な人は、
壁を大きく飛び越えて！



大きくジャンプが難しい人も
2年間の移行期間は大チャンス